

小竹町入札心得

令和2年10月1日

小竹町が行う建設工事等における指名競争入札は、地方自治法、同法施行令、本町契約事務規則その他関係法令に定めるもののほか、この心得によって執行します。

入札参加者は事前によく読み、間違いのないようにしてください。

1 入札の指名通知

入札の通知を受けたときは、必ず受信した旨、管財課契約係まで連絡ください。

〔事務所の所在地、会社名および代表者または電話番号、FAX等を変更したときは、直ちに変更の内容を記載した「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届」を管財課契約係あてに提出して下さい。〕

2 現場説明会の参加に当たっての注意

指名通知書等の携行

現場説明会に参加する者は「入札（見積）執行について（通知）」（以下「通知書」という。）を携行して下さい。

【電話で通知した場合は、現場説明会当日に会場で渡します】

参加時間の厳守

現場説明会参加者は、指定された現場説明会場に、必ず指定された時間までに参加して下さい。

代理人の参加

代理人が参加する場合は、指名を受けた業者に一定期間在職している役員又は社員に限られます。

現場説明会参加者の確認

現場説明会では、参加者の確認をとりますので、該当業者欄に参加者本人が、署名して下さい。

設計図書等の貸与

指名競争入札及び随意契約のいずれの場合でも、「設計図書」又は「仕様書」等（以下「設計書等」という。）を貸与するので、確実に受け取って下さい。

3 配置予定技術者届の提出について（工事のみ）

- ・ 現場説明会終了後から入札日の前日12時まで、「配置予定技術者届」を直接持参又はFAXで契約係に提出して下さい。ただしFAXの場合は、契約係に電話連絡をして、「配置予定技術者届」が届いている事を確認して下さい。
- ・ 「配置予定技術者届」は、本町指定の様式のものを使用して下さい。

4 積算根拠について（工事・業務）

- ・ 現場説明会で配布される設計図書に、積算の根拠をボールペン等で記入し、その設計図書に表紙をつけて、入札時に、入札書と同時に提出をしてください。

表紙に記載する事項

積算根拠、工事（業務）名、住所、称号又は名称、代表者名、使用印の押印

5 無届による現場説明会及び入札に不参加の場合の取扱い

現場説明会及び入札いずれの場合でも、開始時間までに会場に入室していない者は、無届の不参加として取り扱います。

この場合、当該入札に参加することができないことに加え、以後の入札に対し一定期間指名が回避されることとなります。

また、この回避は、町の随意契約についても適用されます。

ただし、次の状況において入札辞退届を提出した場合は、前述の指名の回避は適用しません。

① 現場説明会の場合

(1) 現場説明会開始時間前までに入札辞退届を管財課契約係に提出した場合。

② 入札の場合

(1) 入札開始時間前までに入札辞退届を管財課契約係に提出した場合。

(2) 入札執行中にある場合は、入札辞退届等を入札執行する者に直接提出した場合。

手続き方法は、入札心得「9 入札の辞退」に定めています。

6 現場説明会及び入札の延期または中止

現場説明会参加者が少数の場合の延期

指名競争入札の場合において、入札辞退又は無届の現場説明会の不参加により、現場説明会参加者が少数のため競争性がないと認められるときは、現場説明会及び入札を延期することになるのでご承知おきください。この場合、指名業者を補充のうえ、改めて現場説明会及び入札を行うことになるので、後日その通知を行います。

その他の事情による延期または中止

工事目的物の所有者の都合又は、入札に際し協定及び談合等の疑い若しくは当町の事情等により、現場説明会及び入札を延期又は中止する場合があるのでご承知おきください。この場合、延期が解除された場合の措置については、後日連絡を行います。

7 入札書の記入

「入札書」「委任状」「入札辞退届」は、指定様式を使用してください。

随意契約による場合は「入札」を「見積」と読み替えるので、訂正は不要です。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とします。

- 各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を円単位で記入してください。



入札書に記載する金額は、消費税を含まない金額を記入してください。

⇒現場説明会後に予定価格の事前公表を行います。そのうち、入札書比較価格が消費税を含まない金額となっています。間違わないようにお願いします。

8 入札の方法

入札は、通知書に示した日時及び場所で行います。入札者が入札開始時刻までに到着しないときは入札に参加できませんので、遅れないよう注意してください。

入札執行の場所には、入札者1名以外の立ち入りはできません。

入札者は、入札執行について係員の指示に従ってください。

代理人による入札を行うときは、入札執行者から委任状を提出するよう指示があるので、封筒に入れないでそのまま提出して下さい。

- 入札の指示があった場合、入札書と積算根拠を同時に提出してください。どちらも、封筒に入れる必要はありません。

提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

9 入札の辞退

指名を受けた者が入札参加を希望しない場合は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

指名を受けた者が、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

- ① 入札執行前にあつては、入札辞退届を管財課契約係に直接持参し、又は郵送

(事前に電話連絡で辞退の報告をした後に、書留で入札日の前日までに到着するものに限る。) すること。

- ② 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

共同企業体の場合、企業体としての辞退はできますが、企業体構成員の一員からの辞退はできません。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する場合の入札は無効となります。

入札参加の資格がなくて入札したとき。

入札書に、入札者の記名押印（委任行為がある場合には、受任者の記名押印）がないとき又は入札金額を訂正したとき。

所定の入札書によらない入札をしたとき又は入札書の記載事項について、判読できないとき。

同一事項について、2通以上の入札書を提出したとき。

委任状を提出しないで代理入札をしたとき又は他人の代理を兼ね若しくは2人以上の代理をしたとき。

入札保証金の納付が必要な場合に、入札保証金を納付しないとき又はその額が不足するとき。

入札者が協定して入札したと認められるとき。

その他入札に際し、不正があつたとき。

前各号のほか、町が指示した事項に違反したとき。

11 入札の失格に関する事項

次の各号の一に該当する入札者は失格とします。

予定価格を超える入札を行ったとき。

最低制限価格設定の場合、入札価格が最低制限価格を下回ったとき。

「10 入札の無効」に該当するとき。

入札参加者が入札会場に入室後、許可なく会場より退出したとき。

- ・ 積算根拠の提出がされなかったとき又は入札書の金額と違っていたとき

12 落札者の決定

予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設けている場合は、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

2人以上が同一落札金額で入札した場合には、くじにより落札者を決定します。

落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出し、契約保証金を納付してください。ただし、履行保証書等を提出する場合は、契約保証金を免除します。

13 随意契約の場合の見積りの取扱い

入札によらない随意契約の場合の見積りも、指名競争入札に準じて行います。

14 登録業者の注意事項

工事の請負にかかる業者として当町の登録を受けている者は、特に贈賄や談合等の不正行為や当町業務に対する妨害、職員に対する暴言等の行為を厳に慎むとともに、工事の施工に当たっては請負契約を誠実に履行されるようお願いいたします。これに抵触する行為が行われた場合には、厳正な措置を講じることになるので、このようなことがないように特に注意して下さい。

工事の施工にあたっては、作業員の転落等の事故防止に注意するとともに、工事に伴って生ずる廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守して処理してください。

15 経営事項審査結果通知書（写）等の提出

建設業法の改正により、建設業者が公共工事について発注者と請負契約を締結できる期間は、審査基準日（経営事項審査を受けた後その経営審査の申請の直前の営業年度の終了日）から1年7月の間に限られる（以下、「有効期間」という。）こととなったことから、公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年定期に経営事項審査を受けることが必要となっています。つまり、有効期間が終了すると指名を受ける資格がなくなることになります。ついては、当町の工事発注に伴う業者選定にあたり、経営事項審査の有効期間を確認する必要がありますので、有効期間が経過する前に、新たに経営事項審査を受け、その最新の「経営事項審査結果通知書」（写）を、管財課契約係に提出してください。

なお、建設業の許可（写）についても有効期間が終了した場合には、更新後の許可（写）を管財課契約係に提出してください。

16 異議の申し立て

入札をした者は、入札後、通知書及び設計書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

小竹町役場 管財課 契約係 TEL 09496-2-1215 FAX 09496-2-1140